

改 正 案	現 行
（特定国外派遣組織） 第五十九条の五の三 法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行う期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣が関係大臣と協議して指定するものとする。 一・二 （略） 三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第一項の規定に基づき国外に派遣される自衛隊の部隊 四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊 五 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等 六 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第一条に規定する国際緊急援助隊 2 （略）	（特定国外派遣組織） 第五十九条の五の三 法第四十九条第五項に規定する政令で定める組織は、次に掲げる組織のうち、当該組織に属する選挙人の数、当該組織が国外において業務を行う期間（次項及び次条第一項において「国外派遣期間」という。）及び当該組織の活動内容に照らして当該組織において法第四十九条第四項の規定による投票が適正に実施されると認められるものとして総務大臣が関係大臣と協議して指定するものとする。 一・二 （略） （新設） 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第四条第二項第四号に規定する国際平和協力隊 四 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第九号に規定する教育訓練を国外において行う自衛隊の部隊等 五 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第一条に規定する国際緊急援助隊 2 （略）

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四 (略)

2、14 (略)

15 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

一・二 (略)

- 三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律
- 四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 五 国際緊急援助隊の派遣に関する法律

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四 (略)

2、14 (略)

15 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

一・二 (略)

(新設)

- 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律

改 正 案	現 行
（緊急対処要領の作成等） 第百四条の二 防衛大臣は、<u>法第八十二条の三第三項に規定する緊急対処要領を作成するについては、次に掲げる事項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 一 防衛大臣が<u>法第八十二条の三第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に關し必要な事項</u> 二 <u>法第八十二条の三第三項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法</u> 三 <u>法第八十二条の三第三項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲</u> 四 <u>法第八十二条の三第三項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に關する事項</u> 五 （略） 六 <u>法第八十二条の三第三項の規定による命令が発せられている場合において同条第一項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときにとるべき措置に關する事項</u> （航空法第六章の規定の適用の特例）	（緊急対処要領の作成等） 第百四条の二 防衛大臣は、<u>法第八十二条の二第三項に規定する緊急対処要領を作成するについては、次に掲げる事項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 一 防衛大臣が<u>法第八十二条の二第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に關し必要な事項</u> 二 <u>法第八十二条の二第三項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法</u> 三 <u>法第八十二条の二第三項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲</u> 四 <u>法第八十二条の二第三項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に關する事項</u> 五 （略） 六 <u>法第八十二条の二第三項の規定による命令が発せられている場合において同条第一項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときにとるべき措置に關する事項</u> （航空法第六章の規定の適用の特例）

第四百四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（法第七十七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第六十四条	国土交通省令	自衛隊法第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条、第八十二条の二若しくは第八十四条の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令
(略)	(略)	(略)

（弾道ミサイル等に対する破壊措置時における航空法の適用除外）

第五百五十一条の二 法第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命ぜられた場合において

第四百四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（法第七十七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第六十四条	国土交通省令	自衛隊法第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十二条若しくは第八十四条の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令
(略)	(略)	(略)

（弾道ミサイル等に対する破壊措置時における航空法の適用除外）

第五百五十一条の二 法第八十二条の二第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命ぜられた場合において

2
(略)

は、当該措置として自衛隊の行う航空法第九十九条の二第一項に規定する行為（防衛大臣があらかじめ告示した区域及びその上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については、同項の規定は適用しない。

2
(略)

は、当該措置として自衛隊の行う航空法第九十九条の二第一項に規定する行為（防衛大臣があらかじめ告示した区域及びその上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については、同項の規定は適用しない。